



「介護」を考える

リポーター 小畠 昭子さん (四羽出)

六十五歳以上の高齢者は、総人口の約一五%を占めるといわれています。うち、在宅の寝たきり高齢者は二十八万人もいるとのこと。この人たちを介護しているのが、一に妻、二に嫁（主に長男の嫁）で全体の八割が女性の手にゆだねられているのが現実のようです。

三年、四年ときには十年、十五年以上も。その間の「介護の重さ」がどんなものか。家の中の義務の重圧を私たち女性は、身に染みて知っています。在宅介護では、かかる言葉一つとっても神経を使い、ストレスや精神的負担が大きく、介護疲れなどが原因で寝たきりのお年寄りを虐待したり、殺したりという事件が後を絶ちません。介護期間が長引くほど介護者の負担も大きく、これと平行して経済

六十五歳以上の高齢者は、総人口の約一五%を占めるといわれています。うち、在宅の寝たきり高齢者は二十八万人もいるとのこと。この人たちを介護しているのが、一に妻、二に嫁（主に長男の嫁）で全体の八割が女性の手にゆだねられているのが現実のようです。

在宅介護の担い手は 8割が女性

—1000年4月から介護保険法が施行されます。家族だけでなく、社会全体で介護の問題を担うのがこの法律の趣旨だそうですが、その内容について、ピンときていながらのが現状です。これまで介護を担ってきた多くは家族であり、中でも女性が中心になっています。そして、その負担には大きなものがあります。また、今後は核家族化、少子化の進展でますます介護能力が低下します。そこで今回は、介護保険制度を含め「介護」について、私の経験や活動を通して、私なりの考えをまとめてみました。

大館周辺の介護の実態

一方、農業においても後継者不足や高齢化が一段と進み、農村活力の低下につながっています。こうした中、JAあきた北では、六十五歳以上のかたがいる組合員の

「今後の介護の仕方」については、家族によるもの、ヘルパーの協力によるものを含め、六五%が自宅での介護を希望しているという結果が出ていました。

介護保険制度とは

—私の購読している月刊誌から—

- (1)要介護状態になってはじめて介護サービスが受けられる
▶自分の判断で病院へ行き、保険で医療費がまかなわれる医療保険とは違い、介護が必要だと公に認められる（介護認定）と介護サービス（現金ではない）が受けられる。
- (2)40歳以上の人には介護保険に加入する
▶保険料も40歳以上の人には支払う義務が生まれ、所得に応じて保険料が決まる。
- (3)市町村が運営する保険
▶保険料の徴収・介護サービスの具体的な計画内容（介護保険事業計画）などは市町村ごとに決められ、そこには住民の意見を反映させることが義務付けられている。